

## 第37回 佐川町農業委員会定例総会 議事録

開催日時 令和2年6月26日（金） 午後1時30分 開会

開催場所 佐川町商工会館2階

| 出席    | 欠席    | 農業委員  | 出席 7 名 | 欠席 2 名 | 農地利用最適化推進委員 | 出席 11 名・欠席 2 名 |
|-------|-------|-------|--------|--------|-------------|----------------|
| ○ 1 番 | ○ 6 番 | 藤原 健祐 |        | 佐藤 良一  | × 刈谷 哲二     | ○ 邑田 昌平        |
| × 2 番 | ○ 7 番 | 植田 正和 |        | 横畠 悦子  | ○ 田村 克郎     | ○ 眞辺 忠志        |
| ○ 3 番 | ○ 8 番 | 森田 有紀 |        | 武石 悦雄  | × 田村 宮幸     | ○ 澤村 重隆        |
| × 4 番 | ○ 9 番 | 氏原 延  |        | 北添 正男  | ○ 森 正彦      | ○ 山口 修二        |
| ○ 5 番 |       | 田村 公史 |        |        | ○ 野村 隆博     | ○ 伊藤 洋章        |

事務局 事務局長： 森田 修弘 主任： 前田 紗歩

| 日程 | 日程    | 第 1 開     | 会 |
|----|-------|-----------|---|
|    | 同 第 2 | 議事録署名委員選任 |   |
|    | 同 第 3 | 報         | 告 |
|    | 同 第 4 | 議         | 事 |

第 1 号議案 農地法第 3 条に関する件

第 2 号議案 農地法第 5 条に関する件

第 3 号議案 非農地証明願に関する件

第 4 号議案 佐川町農用地利用集積計画に関する件

第 5 号議案 佐川町農業振興地域整備計画変更に関する件

同 第 5 そ の 他

同 第 6 閉 会

議長（北添会長）

定刻となりましたので、これより第37回農業委員会定例総会を開会します。

本日は2番 植田 正和 委員と 4番 氏原 延 委員、農地利用最適化推進委員の 刈谷 哲二 委員、田村 営幸 委員から欠席の連絡が入っています。

定足数に達していますので、直ちに会議を始めます。本日の日程は、お手元に配布のとおりです。

日程第2、議事録署名委員の選任を行います。議事録署名委員は、佐川町農業委員会会議規則第20条第2項の規定により、7番 横畠 悦子 委員と 8番 武石 悦雄 委員を指名します。

日程第3、報告に移ります。事務局より報告をお願いします。

事務局（森田事務局長）

それでは、日程第3 報告事項につきまして報告します。

報告事項1. 本月中の会議と主たる処理事項につきましては、6月11日に近代化資金の貸し付けに関する認定会議が高吾改良普及所において開催され、事務局より前田主任が出席しました。

24日 令和2年度 第1回コスモス行政営農振興協議会幹事会がJA高知佐川支所 パストラルホールにおいて開催され、事務局より私森田が出席しました。

26日は本日の定例総会となっています。

つづきまして、報告事項2. 耕作地目変更届1件について報告します。

届出人が土佐市の■■■■さん。土地の所在が中組字中シイノキダニ■■■■番■■ 他4筆で、地目は全て畑で、面積は合計で477㎡。田んぼへ変更するとの事です。  
ています。

つづきまして、報告事項３．使用貸借解約届２件について報告します。

１番は所有者が東組の■■■■さん。耕作者が東組の■■■■。土地の所在が西組字ヒノ木ノ元■■■■番。地目は田で、面積が935㎡。受付日は令和２年６月８日。解約日は令和２年６月１日。契約内容は利用権設定です。

２番は所有者が■■■■さんの相続人代表である、四万十町の■■■■さん。耕作者が■■■■さんの相続人代表である、本郷耕の■■■■さん。土地の所在が本郷字甕岩■■■■番他１筆で、地目は田と畑、面積は合計で2,602㎡。受付日は令和２年５月２６日。解約日は令和２年５月１２日になっています。契約内容は利用権設定です。

つづきまして、報告事項４．賃貸借権解約届３件について報告します。

１番は所有者が黒原の■■■■作さん。耕作者が■■■■さんの相続人代表である、香美市の■■■■さん。土地の所在が黒原字大平屋敷■■■■番、地目は田で、面積は885㎡。受付日は令和２年５月１９日。解約日は令和２年５月１３日になっています。契約内容は農地法第３条です。

２番は所有者が■■■■さんの相続人代表である、黒原の■■■■さん。耕作者が■■■■さんの相続人代表である、香美市の■■■■さん。土地の所在が黒原字榎木田■■■■番、地目は田で、面積は791㎡。受付日は令和２年５月２１日。解約日は令和２年５月１３日になっています。契約内容は利用権設定です。

3番は所有者が千葉県の■■■■さん。耕作者が■■■■さんの相続人代表である、香美市の■■■■さん。土地の所在が黒原字修正田■■■■番、地目は田で、面積は451㎡。受付日は令和2年6月1日。解約日は令和2年5月13日になっています。契約内容は利用権設定です。

つづきまして、報告事項5. 農地法第3条の3第1項の規定による届出書6件について報告します。  
57番から60番は同じ土地に対する持分の相続なので、まとめて報告させていただきます。

届出人は黒原の■■■■さん、乙の■■■■さん、乙の■■■■さん、日高村の■■■■さん。土地の所在が字岩谷乙■■■■番、地目は畑で、面積は233㎡。受付日・受理日ともに令和2年5月20日で、登記原因は平成26年7月24日の持分1/5の相続です。

61番は届出人が中組の■■■■さん。土地の所在が西組字エノキダ■■■■番 他9筆で、地目は田が6筆と畑が4筆、面積は合計で5,330㎡。受付日・受理日ともに令和2年6月5日で、登記原因は平成30年5月31日の相続です。

62番は届出人が本郷耕の■■■■さん。土地の所在が本郷字柴朶生■■■■番 他2筆、地目は畑面積は合計で1,482㎡。受理日・受付日ともに令和2年5月26日で、登記原因は令和2年4月9日の相続です。

つづきまして、報告事項6. 時効取得1件について報告します。

登記義務者が■■■■さん。登記権利者が■■■■さん。土地の所在が永野字百田■■■■番 他1筆で、地目は畑、面積は合計で230㎡。登記の目的は、所有権移転。登記原因は、平成10年12月31日の相続です。

以上で報告を終わります。

議長（北添会長）

報告が終わりましたが、質疑等はありませんか。

【質問等なし】

議長（北添会長）

それでは、これで報告を終わります。続きまして、農地法第3条に関する件を議案とします。事務局の説明を求めます。

事務局（前田主任）

それでは、第1号議案農地法第3条に関する件1件を説明します。

譲渡人が中組の■■■■さん、譲受人が中組の■■■■さん。土地は中組字タロマロ■■■■番で、地目は田面積は1,405㎡。譲渡理由は売買で、価格が130万円。行政書士の田中勇さんが代理人となっています。

説明は以上です。

議長（北添会長）

それでは、確認委員さんより、確認報告をお願いします。

邑田推進委員

6番について報告します。申請地は[REDACTED]にあり、国道より50m東に行った左側の土地が申請地で現在は水稻が栽培されています。

譲受人は全ての農地を耕作しており、農機具類も所有し、譲渡を受ける土地については水稻を栽培することと、世帯の経営状況も問題ありません。地域との調和要件も問題ありません。

議長（北添会長）

確認委員の報告が終わりました。質疑等はありませんか。

【質問等なし】

議長（北添会長）

質問等がありませんので、お諮りします。第1号議案について申請のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議長（北添会長）

賛成全員。よって、第1号議案は申請のとおり決定しました。続きまして第2号議案農地法第5条に関する件について議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局（前田主任）

それでは、第2号議案農地法第5条に関する件1件について説明します。

譲渡人が東組の[REDACTED]さん。譲受人が中組の[REDACTED]さん。  
申請地は中組ソガノ本[REDACTED]番、地目は田で、面積は1,393㎡。転用目的は建築条件付分譲住宅4棟の

建築とのことです。農地区分は第3種農地で、行政書士の田中勇さんが代理人となっています。  
説明は以上です。

議長（北添会長）

それでは、確認委員さんより、確認報告をお願いします。

邑田推進委員

6番について報告します。申請地は■■■■■にあり、東側は住宅、西側は国道、南側は住宅、北側は住宅に隣接した土地で、関係者の承諾も頂いております。

また、排水設備等にも問題なく、宅地への進入路も確保でき、何も問題ありません。

議長（北添会長）

確認委員の報告が終わりました。質疑等はありませんか。

【質問等なし】

議長（北添会長）

質問等がありませんので、お諮りします。第2号議案について許可相当という意見を県知事に送付することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議長（北添会長）

賛成全員。よって、第2号議案は許可相当という意見書を県知事に送付することに決しました。続きまして、第3号議案非農地証明願に関する件について議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局（前田主任）

それでは、第3号議案非農地証明願1件について説明します。

申請者は高知市の■■■■さん。土地の表示は川ノ内組字本屋敷■■■番■■ 他3筆で、地目は田が2筆畑が1筆、面積は合計で4,650㎡。申請の理由は平成11年頃から耕作をやめており、現在は雑草や灌木類が自生し、原野となっているとのことです。行政書士の西森裕保さんが代理人となっています。

説明は以上です。

議長（北添会長）

それでは、確認委員さんより、確認報告をお願いします。

森推進委員

申請地は雑草や灌木類が自生し、原野となっています。佐川町農業委員会現況証明事務取扱要綱第6条第3項に該当しており、非農地証明をしても問題ありません。

議長（北添会長）

確認委員の報告が終わりました。質疑等はありませんか。

【質問等なし】

議長（北添会長）

質問等がありませんので、お諮りします。第3号議案について申請のとおり決することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議長（北添会長）

賛成全員。よって、第3号議案は全て申請のとおり決定することに決しました。続きまして、第4号議案佐川町農用地利用集積計画に関する件について議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局（前田主任）

それでは、第4号議案佐川町農用地利用集積計画5件について説明します。

90番は利用権を設定する者が庄田の■■■■さん、利用権の設定を受ける者が庄田の■■■■さん。利用権を設定する土地は庄田字ミトボレ■■■■番、地目は畑で、面積は970㎡。令和2年7月1日から令和7年6月30日までの5年間の使用貸借権の新規設定です。ショウガを作るとのことです。

91番は利用権を設定する者が永野の■■■■さん、利用権の設定を受ける者が中組の■■■■さん。利用権を設定する土地は中組字萬壽寺■■■■番、地目は畑で、面積は532㎡。令和2年7月1日から令和5年6月30日までの3年間の使用貸借権の再設定です。野菜その他を作るとのことです。

92番は利用権の設定をする者が東組の■■■■さん、利用権の設定を受ける者が東組の■■■■。利用権を設定する土地は西組字ヒノ木ノ元■■■■番、地目は田で、面積は951㎡。令和2年7月1日から令和7年3月31日までの4年9ヶ月の使用貸借権の新規設定です。飼料米を作るとのことです。

93番は利用権の設定をする者が■■■■さんの相続人代表である、香美市の■■■■さん、利用権の設定を受ける者が黒原の■■■■さん。利用権を設定する土地は黒原字修正田■■■■番 他1筆、地目は田で、面積は合計で1,422㎡。令和2年7月1日から令和3年5月31日までの11ヶ月間の賃貸借権の新規設定です。賃料は全体で5,000円で、水稻を作るとのことです。

94番は利用権の設定をする者が千葉県の■■■■さん、利用権の設定を受ける者が黒原の■■■■さん。利用権を設定する土地は黒原字修正田■■■■番で、地目は田、面積は451㎡。令和2年7月1日か

ら令和7年5月31日までの4年11ヶ月の賃貸借権の新規設定です。賃料はこの1筆で7,200円で  
水稻を作るとのことです。

説明は以上です。

議長（北添会長）

それでは、確認委員さんより、確認報告をお願いします。

横畠推進委員

90番について報告します。申請地は■■■■■にあり、■■■■■の貸付人宅■■■■■の山田で  
現在ショウガを栽培されています。

借受人は人・農地プランの経営体で、ショウガ専業農家です。農機具等も所有し、経営状況も問題あり  
ません。地域との調和要件も問題ありません。

邑田推進委員

91番について報告します。申請地は■■■■■にあり、町道より東に30m行った土地が申請地で、  
田畑では野菜を耕作しております。

経営は野菜の専業農家で、農機具等も所有し、経営状況も問題ありません。地域との調和要件も問題あ  
りません。

野村推進委員

92番について報告します。申請地は■■■■■にあり、■■■■■の南100mにある水田です。  
借受人は主に水稻を耕作する「■■■■■」で、申請地では現在水稻が耕作されており  
農機具類も揃っており、問題ありません。地域との調和要件も問題ありません。

山口推進委員

93番について報告します。申請地は[REDACTED]の中にあり、[REDACTED]南西500mにある田です。

借受人は主に水稻を栽培する専業農家です。申請地では水稻を栽培する予定とのことです。農機具類も所有し、経営状況にも問題ありません。地域との調和要件も問題ありません。

続きまして、94番について報告します。申請地は[REDACTED]にあり、[REDACTED]南500mにある田です。

借受人は主に水稻を栽培する専業農家です。申請地では水稻を栽培する予定とのことです。農機具類も所有し、経営状況にも問題ありません。地域との調和要件も問題ありません。

議長（北添会長）

確認委員の報告が終わりました。質疑等はありませんか。

【質問等なし】

議長（北添会長）

質問等がないので、お諮りします。第4号議案について申請のとおり決することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議長（北添会長）

賛成全員。よって、第4号議案は全て申請のとおり決定することに決しました。続きまして、第5号議案佐川町農業振興地域整備計画変更に関する件について議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局（前田主任）

それでは、第5号議案佐川町農業振興地域整備計画変更（除外）6件について説明します。

1番は所有者・転用計画者ともに越知町の■■■■さん。土地が中野字堂ノ本■■■■番■■、地目は畑で、面積は1,943㎡の内1,302㎡。申請目的は農業用倉庫の建築とのことです。

2番は所有者が丙の■■■■さん。転用予定者が丙の■■■■さん。土地が字岩ガ端■■■■番■■、地目は畑で、面積は12㎡。申請目的は納骨堂の設置とのことです。行政書士の田中勇さんが代理人となっています。

3番は所有者が東組の■■■■さん。転用予定者が東組の■■■■さん。土地が中組字寺川山■■■■番■■、地目は畑で、面積は10㎡。申請目的は納骨堂の設置とのことです。行政書士の田中勇さんが代理人となっています。

4番は所有者・転用予定者ともに庄田の■■■■さん。土地が庄田字棚田■■■■番■■、地目は畑で、面積は1,007㎡の内33㎡。申請目的は納骨堂の設置とのことです。行政書士の田中勇さんが代理人となっています。

5番は所有者が中組の■■■■さんと甲の■■■■さん。転用予定者が中組の■■■■さん。土地が東組字楠ノ本■■■■番■■ 他2筆、地目は田で、面積は合計で1,581㎡。申請目的は建売住宅（6棟）の建築とのことです。

6番は所有者が中組の■■■■さん。転用予定者が高知市の■■■■さん。土地が中組字寺川■■■■、地目は田で、面積は1,221㎡。申請目的は太陽光発電施設の設置とのことです。行政書士の曾根寧之さんが代理人となっています。

議長（北添会長）

それでは、確認委員さんより、確認報告をお願いします。

伊藤推進委員

1 番について報告します。申請者はショウガ栽培農家で、現地には作業場・冷蔵庫を備えた農業用倉庫を建てる予定です。■■■■の公民館から東に 100 m の所にあり、小道を挟んだ隣接地 4 名の内 3 名からの承諾を得ております。1 名は亡くなっており、相続人が決まっていなくて何回訪問しても対応してもらえませんでした。その土地は 5 年以上耕作放棄しており、問題ありません。

排水・進入路も確保しており、問題ありません。

事務局（森田事務局長）

2 番につきまして、確認委員である刈谷推進委員に代わり、報告書を代読させていただきます。

申請地は■■■■の東の端にあり、■■■■の東 100 m の堤防の北 100 m にあります。周りは墓地で関係者には同意を頂いておりますので、問題ありません。

邑田推進委員

3 番について報告します。申請地は■■■■にあり、東側は畑、西側は畑、南側は畑、北側は畑に隣接した土地で、関係者の承諾も頂いております。

また、排水設備等にも問題なく、進入路も確保でき、何も問題ありません。

横畠推進委員

4 番について報告します。申請地は■■■■、申請者宅の裏山 30 m の段々畑の一角で、西側は山道を挟んで山林、申請地の上段は墓地、その上は山林。東側と南側は申請者の野菜・果樹畑で、近隣人家の承諾も頂いております。何も問題ありません。

眞辺推進委員

5 番について報告します。申請地は[REDACTED]の東の町道を、国道から約 5 0 m [REDACTED]踏切方向に進んだ右側です。

東は水田、西は住宅、南は水路があり、その南側は[REDACTED]の[REDACTED]、北側は町道です。

ここでは建売住宅を 6 棟建築予定とのことで、各建物に進入路と浄化槽が確保予定で、周囲の日照にも問題なく、関係者の承諾も得ており、問題ありません。

邑田推進委員

6 番について報告します。申請地は[REDACTED]にあり、東側は田、西側は田に隣接した土地で、関係者の承諾も頂いております。

また、排水設備等も問題なく、進入路も確保でき、何も問題ありません。

議長（北添会長）

確認委員の報告が終わりました。質疑等はありませんか。

森推進委員

6 番については、周辺の人の中で反対意見も多く、申請地の東側農地の所有者は反対していると聞いているが、そういう状況でも農業委員会として問題ないとするのか？

事務局（前田主任）

今回の案件では、申請書に被害防除計画が添付されており、その中で「東側農地との間に排水路を設けることで東側農地所有者に承諾を得ている」と記載されています。

邑田推進委員

東側の所有者には現地調査の際に会い、承諾するという旨を聞いている。

|             |                                                                                                          |
|-------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 森推進委員       | 私が東側の所有者から聞いた話では、承諾をしないということだった。                                                                         |
| 議長（北添会長）    | 佐川町農業委員会としては、承諾書を重要視したい。                                                                                 |
| 事務局（森田事務局長） | 被害防除計画の中で「承諾を得ている」と書かれているなら、承諾書を取れないということにはならないので、申請者側にそれを伝え、取れないなら被害防除計画の内容が誤っていることになるので、そこを訂正ということになる。 |
| 議長（北添会長）    | 前に問題になったこともあるので、森田事務局長が言うように承諾を得ているというのであれば承諾書として提出してもらいたい。                                              |
| 事務局（前田主任）   | 7月7日に現地で転用予定者・東側農地所有者・北添会長・森田事務局長・前田で会うようにしています。                                                         |
| 議長（北添会長）    | 代理人を通じて、転用予定者側に承諾書を取ってくるよう伝えてほしい。                                                                        |
| 事務局（森田事務局長） | 被害防除計画の内容を修正することになるかもしれないので、7月に現地で話し合う前に承諾書の話を業者側に伝えておきます。                                               |
| 議長（北添会長）    | その他、質問はありませんか。                                                                                           |

【質問等なし】

議長（北添会長）

質問等がありませんので、お諮りします。第5号議案について、6番については承諾書が出てきてから先に進め、1番から5番については原案のとおり承認することとし、町長に回答することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議長（北添会長）

賛成全員。よって、第5号議案は6番は承諾書が提出されてからとし、1～5番は原案のとおり承認することで町長に回答することに決しました。

その他、何かありません。

【委員、事務局とも特になし】

議長（北添会長）

それでは、以上をもちまして、第37回佐川町農業委員会定例総会を閉会します。次回の定例総会は7月29日、水曜日、午後1時30分から佐川町商工会館2階で行います。

上記の顛末の正確なことを証明するために署名する。

議 長 :

---

議事録署名委員 :

---

議事録署名委員 :

---